

第14回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 7月27日 (火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 29号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 5件
- 第 5 議案第 78号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 1件
- 第 6 議案第 79号 現況証明願について 3件
- 第 7 議案第 80号 農業振興地域整備計画の変更について 1件
- 第 8 議案第 81号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- 第 9 議案第 82号 農用地利用集積計画の作成の要請について 20件

○出席委員 (15名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 佐藤 松喜 君 | 2 番 舟山 珠代 君 | 3 番 高橋 政寿 君 |
| 4 番 笛木 眞一 君 | 5 番 嶋中 勝 君 | 6 番 津野 齊 君 |
| 7 番 佐瀬日出夫 君 | 8 番 熊谷 英二 君 | 9 番 澁谷 洋 君 |
| 11 番 高松 俊男 君 | 12 番 甲斐やす子 君 | 13 番 平山 正志 君 |
| 14 番 小野寺典男 君 | 15 番 森田 享子 君 | 16 番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員 (4名)

- 番 ●●●● 君 ● 番 ●●●● 君 ● 番 ●●●● 君
● 番 ●●●● 君

○欠席委員 (1名)

- 10 番 渡邊 裕義 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川村 勉 君 | 振興係長 不藤さとみ 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主 任 大河原 広 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第14回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・甲斐君 13番・平山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第14回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第29号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第29号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第29号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●●さん

あっせん委員長、平山委員

あっせん委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日、令和3年4月23日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字虹別435-1

現況地目、畑

面積、49,637㎡外2筆。合計面積は101,988㎡。

価格、7,069,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

なお番号1につきましてはあっせん委員であります平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山。

報告第29号番号1について報告致します。

令和3年4月15日に佐藤松喜委員、笛木委員と私。事務局より小幡係長、大河原主任で、現地調査を行い、価格の決定を致しました。令和3年4月23日に萩野コミュニティハウスにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を、●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より農地保有合理化事業実施の要望がありましたので、公益法人北海道農業公社において買受けをするということになりました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

14番・小野寺君

○14番（小野寺典男君）14番小野寺です。

参考までにお伺いしておきたいんですけど、以前からあっせん価格の決定のしかたっていうことで、議論されてまだ最終的にその答えが出てませんけども。まあ、おおざっぱに言って（本案件については）10町歩で700万、1筆毎に考えると4町9反、3町3反、1町8反。まあその、現在で示されている賃貸の参考資料の中では、面積要件或いは圃場までの距離とか色々それをクリアしていて最高70万（1町）くらいっていうようなことなんですけど、これから行くとその圃場までの距離とか、その面積要件、形状について聞いておきたいなど。まあ言ってみれば1町8反っていうのはあまり広い面積でもありませんし、それがあの、この3筆がほとんど接近してあるのか、或いはずっと遠く離れてる場合にこの1町8反っていうのは要件満たすのかなど。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○会長（佐藤徳市君）農地係長・小幡君

○農地係長（小幡裕也君） はい。

この土地につきましては1枚の畑となっております、分筆した影響で地番線だけ分かれており

ます。実際は真四角の平な1面の農地となっております。これで最高価格の1㎡あたり70円というのがついてございます。

- 会長（佐藤徳市君）よろしいですか。
- 14番（小野寺典男君）はい。
- 会長（佐藤徳市君）他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。
よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
農地係長小幡君。

- 農地係長（小幡裕也君）はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん

あっせん委員長、嶋中委員

あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員

報告年月日、令和3年5月26日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字西熊牛原野15-10

現況地目、畑

面積、77,948㎡

価格、3,874,000円

一時貸付予定者、●●●●さん。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

- 会長（佐藤徳市君）5番・嶋中君。
- 5番（嶋中 勝君）5番・嶋中です。
報告第29号番号2について報告致します。

令和3年5月17日に熊谷委員、渡邊委員、森田委員と私。事務局より小幡係長、大河原主任で、現地調査を行いました。あっせん委員長に互選された私より申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和3年5月26日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より公益法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員。

報告年月日、令和3年6月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けた後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-4。

現況地目、採放地。

面積、61,221㎡ほか16筆、合計面積が249,529㎡。

価格、7,180,000円。

一時貸付予定者、●●●●さん。

なお番号3につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告を願います。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木。

報告第29号、番号3について報告致します。

令和3年5月31日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私。事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行いました。あっせん委員長に互選された私より申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和3年6月10日に弥栄国際交流センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定致しましたが、譲受人より公益法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員。

報告年月日、令和3年6月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和125-4。

現況地目、畑。

面積、41,978㎡。

価格、244,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、自己資金。

なお番号4につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告を願います。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

報告第29号、番号4について報告致します。

令和3年5月31日に佐藤松喜委員、熊谷委員、平山委員と私。事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行い価格を決定しました。あっせん委員長の私より●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承諾を得ました。令和3年6月10日に弥栄国際交流センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定いたしました。詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

あっせん譲渡申出者、●●●●、●●●●さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、小野寺委員、笛木委員。

報告年月日、令和3年5月17日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野19線東8-1。

現況地目、畑。

面積、11,501㎡外10筆。合計面積は、163,302㎡

価格、2,943,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、自己資金。

続きまして

土地の所在、字オソツベツ472-5。

現況地目、畑。

面積、56,545㎡外5筆。合計面積は330,141㎡。

価格、5,073,000円。

譲受人氏名、●●●●さん。

予定資金関係、資金借入。

なお番号5につきましては、あっせん委員であります嶋中委員より、報告を願います。

○会長(佐藤徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中です。

報告第29号、番号5について報告致します。

令和3年4月27日に渡邊委員、小野寺委員、笛木委員と私。事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査を行い価格を決定しました。あっせん委員長の渡邊委員より●●●●さんに価格を提示し、譲渡の承諾を得ました。令和3年5月17日に磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を

開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さんに決定いたしました。詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

以上をもって、報告第29号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第78号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第78号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第78号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字中オソツベツ2-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、120,277㎡外5筆。合計面積は350,670㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年12月26日。

契約期間、平成28年12月26日から令和8年12月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年7月4日となっております。

なお、番号1につきましては、高松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松 俊男君） 11番・高松。

議案第78号 番号1について報告致します。

7月19日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと賃借人、●●●●さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

以上をもって、議案78号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第79号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第79号、現況証明願について、内容3件を議題と致します。番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第79号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

土地の所在、字オソツベツ110-9。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 3,810㎡外2筆。合計面積は10,753㎡

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日、令和3年7月15日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第79号、番号1について報告致します。

7月15日に舟山委員、高橋委員、澁谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはつきり分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2号について説明させていただきます。

土地の所在、字多和470-4。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 741㎡外1筆。合計面積は3,900㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、笛木委員、嶋中委員、熊谷委員。

調査年月日、令和3年7月14日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第79号、番号2について報告致します。

7月14日に嶋中委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。
配布資料の7ページから8ページをご覧ください。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3号について説明させていただきます。

土地の所在、字西熊牛原野5-18。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 1,192㎡35筆。合計面積は97,978.73㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、笛木委員、嶋中委員、渡邊委員、小野寺委員。

調査年月日、令和3年4月27日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第79号、番号3について報告致します。

この件につきましてはあっせん案件でありまして、4月27日に笛木委員、渡邊委員、小野寺委員と私、事務局より小幡係長と大河原主任で現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は原野、または山林となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋

中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第79号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第80号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第80号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第80号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字多和470番地4。

現況地目、雑種地。

面積、741㎡外1筆。合計面積は3,900㎡。

事業主体、標茶町。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地へに支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

議案第80号、番号1について報告を致します。

7月14日に嶋中委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の7ページから8ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地については、記載のとおり確認しておりまして、調査した結果妥当と判断致しておりまして、問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第80号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第81号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請について内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第81号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ110-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、96,991㎡ほか5筆 合計面積は445,145㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人 相手方要望、譲受人 経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で10,556,815円。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,946,482㎡。内借入地が、665,095㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第81号、番号1について報告致します。

7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を売り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野22-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,672㎡ほか1筆 合計面積は55,311㎡。

契約の種類、使用貸借（期間20年）。

権利設定の理由、譲渡人、譲受人共に、法人設立に伴う使用貸借。

世帯員又は構成員、譲受人1名となっております。

番号2につきましては、農地所有適格法人要件について審査する必要がありますので、ご説明申し上げます。農地所有適格法人の要件として形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。●●●●さんにつきましては形態要件・株式会社、事業要件・法人の主たる事業が農業である。議決権要件、法人の総議決権の過半は農地の権利提供者及び、農業の従事者である。役員要件、理事等の過半は法人の農業に常時従事する構成員である。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第81号、番号2について報告致します。

7月12日に現地調査を行ってまいりました。

この使用貸借契約については、●●●●さんによる法人設立に伴う農地の権利設定のため今回の

申請となりました。農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たしていることを確認いたしました。

●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3について説明させていただきます。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野18線東30-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,776㎡ほか41筆 合計面積は790,582㎡。

契約の種類、使用貸借（期間20年）。

権利設定の理由、譲渡人、譲受人共に、法人設立に伴う使用貸借。

世帯員又は構成員、譲受人3名。

番号3につきましても、農地所有適格法人要件について審査する必要がありますので、ご説明申し上げます。農地所有適格法人の要件として形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たす必要があります。●●●●さんにつきましては形態要件・株式会社、事業要件・法人の主たる事業が農業である。議決権要件・法人の総議決権の過半は農地の権利提供者及び、農業の従事者である。役員要件、理事等の過半等は法人の農業に常時従事する構成員である。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第81号、番号3について報告致します。

7月14日に現地調査を行ってまいりました。

この使用貸借契約については、●●●●さんによる法人設立に伴う農地の権利設定のため今回の申

請となりました。農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件をそれぞれ満たしていることを確認いたしました。

●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野10線東9-4。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、44,424㎡ほか3筆 合計面積は79,002㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人 相手方要望、譲受人 経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,770,848円。

世帯員又は構成員、譲受人5名。

畑、採放地につきましては、譲受人が4,142,792㎡。内借入地が、1,727,452㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第81号、番号4について報告致します。

7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を売り渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第81号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第82号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第82号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容20件を議題と致します。

お諮りいたします。番号1から番号5まで、内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって、番号1から番号5について、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第82号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり20件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別435-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,637㎡外2筆。合計面積、101,988㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年7月30日。

対価の支払い期限、令和3年9月14日。

土地の引渡時期、対価の支払い日。

価格、7,069,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1から番号5まで、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払い期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野15-10。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、77,948㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、3,874,000円。

番号3。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野15線東38番地4。

地目、登記簿、牧場。現況採放地。

面積、61,221㎡外16筆。合計面積、249,529㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、7,180,000円。

番号4。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野13線西6-1。

地目、登記簿、牧場。現況採放地。

面積、47,088㎡外31筆。合計面積、1,076,315㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、34,939,000円。

番号5。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野77-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,869㎡外7筆。合計面積、317,815㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、20,949,000円。

なお、番号1から番号5までにつきましてはあっせん案件ですので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●ん。

土地の所在、字上多和125-4。

地目、登記簿、原野。現況、畑。

面積、41,978㎡。

利用権設定等の種類、所有権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年7月30日。

対価の支払い期限、令和3年9月30日。

土地の引渡時期、対価に支払日。

価格、244,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましてはあっせん案件ですので、あらためての調査は行なっておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野19線東8-1。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、11,501㎡外10筆。合計面積、163,302㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年7月30日。

対価の支払い期限、令和3年9月30日。

土地の引き渡し時期、対価の支払い日。

価格、2,943,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましてはあっせん案件ですので、あらためての調査は行なっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

（●●●●●君復席）

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ472-5。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、56,545㎡外5筆。合計面積、330,141㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年7月30日。

対価の支払い期限、令和3年9月30日。

土地の引渡時期、対価の支払い日。

価格、5,073,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましてはあっせん案件ですので、あらためての調査は行なっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野南3線138-1の内。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、38,955㎡外1筆。合計面積、59,204㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年7月30日から令和13年7月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年7月30日。

金額、年間150,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては佐瀬委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7番・佐瀬君。

○7番（佐瀬日出夫君） 7番・佐瀬です。

議案第82号、番号9について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、7月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付けするものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号10を議題と致します。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ23-11。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、25,125㎡外12筆。合計面積、848,523㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年7月30日から令和23年7月29日まで。

土地の引渡時期、令和3年7月30日。

金額は無償となっております。

なお、番号10につきましては舟山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 2番・舟山君。

○2番（舟山珠代君） 2番・舟山です。

番号10について報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり、●●●●さんの法人化に伴い●●●●さんに農地を貸付けするための申請となりました。

権利を取得する、●●●●の構成員は2名で、また、所有地及び経営地の状況は、申請地を含め、下限面積要件は満たしています。

申請地を借受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると確認いたしました。

農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の各要件を満たしており、また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

（●●●●君復席）

お諮りいたします。番号11から番号20まで、内容10件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。よって、番号11から番号20まで、内容10件について、一括議題といたします。

なお、●番●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-63。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、32,091㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年7月31日から令和13年12月31日まで。

土地の引渡時期、令和3年7月31日。

金額、年間27,400円。

支払方法、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11から番号20まで利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号11と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-58。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、56,198㎡外1筆。合計面積、115,211㎡。

金額、年間46,200円。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-59。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、59,556㎡外1筆。合計面積、122,410㎡。

金額、年間47,400円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-30。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、47,910㎡外2筆。合計面積、161,130㎡。

金額、年間50,800円。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-61。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、63,959㎡外1筆。合計面積は130,682㎡。

金額、年間57,600円。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-8。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、61,987㎡外4筆。合計面積、207,008㎡。

金額、年間61,400円。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-76。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、69,106㎡。

金額、年間10,000円。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-35。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、93,534㎡外4筆。合計面積、307,493㎡。

金額、年間61,000円。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-11。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、34,883㎡外4筆。合計面積、174,629㎡。

金額、年間40,800円。

番号20。

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-9。

地目、登記簿現況共に畑。

面積、26,972㎡外5筆。合計面積、191,742㎡。

金額、年間41,400円となっております。

なお、番号11から番号20につきましては高松委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・高松君。

○11番（高松俊男君） 11番・高松です。

議案第82号、番号11から番号20までについて報告致します。

事務局より調査依頼がありまして、7月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の要望により農地を貸付けし、借主の●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんの10名は農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11から番号20について内容10件については原案可決されました。

以上をもって、議案第82号、内容20件は原案可決されました。

(●●●●君復席)

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第14回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第14回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時05分閉会)